

第3次

南越前町男女共同参画計画

(推進プラン)

令和4年3月

南越前町



南越前町男女共同参画都市宣言

豊かな海・山・里に生かされている南越前町。
わたしたちは、このまちですこやかな心と体を育て
男女が助け合い、あらゆる分野で互いに生かし合い
優しい男ひとと女ひとのまちを目指し
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男女が互いに認め合い
人権を尊重するまちをつくります。
1. わたしたちは、男女が家庭生活で共に支え合い
喜びと責任を分かち合うまちをつくります。
1. わたしたちは、男女が地域や職場で
おもいやりのある行動で
自分らしく活動できるまちをつくります。

南越前町



はじめに

「令和」という新しい時代を迎えた今日、人口減少の本格化や少子高齢化の進展、世帯構成の多様化など、依然、私たちを取り巻く環境が著しく変化する中、社会活動や家庭生活において男女の差別は改善されつつあり、男女共同参画が前進している状況です。しかし、社会情勢ではいじめや高齢者・児童への虐待、DV、自殺者の増加など、人権が無視・軽視される事件があとを絶ちません。このような社会において、すべての人が性別にとらわれることなく個性を尊重し、さまざまな生き方、学び方、働き方を選べるようになることが求められています。

一方、わが国でも令和2年から感染拡大が顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事ではオンラインの活用やテレワークの普及等で男女ともに新しい働き方が広がり、職種等により異なるものの在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあると考えます。

南越前町では、これまで2次にわたり「南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、依然として性別による役割分担の意識や慣習など課題が残っています。

このたび、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第3次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」を策定し、南越前町が今後進めていくべき男女共同参画の方向性や目標を定めました。

本計画を着実に推進し、男女共同参画を確実なものにしていくためには、行政の取り組みだけでなく、町民の皆様のご理解ご協力が必要です。

終わりに、南越前町男女共同参画審議会及び南越前町男女共同参画推進員の皆様、また意識調査にご協力をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

南越前町長 岩倉光弘

目次

1	計画策定にあたって	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画の期間	3
<hr/>		
2	計画の基本的な考え	
(1)	基本理念	4
(2)	基本目標	5
<hr/>		
3	推進目標と今後の取組み	
(1)	目標の体系	6
	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	7
	基本目標2 誰もが働きやすいまちづくり	8
	基本目標3 誰もが活躍できるまちづくり	9
	基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	10
<hr/>		
4	南越前町の状況	
(1)	人口の推移	11
(2)	出生数の推移	13
(3)	世帯数の推移	13
(4)	町職員管理職の女性の登用状況	14
(5)	町議会議員に占める女性の割合	14
(6)	委員会・審議会等における女性参画の状況	14
(7)	男女共同参画社会に関する意識調査にみる南越前町の現状	16
<hr/>		
	資料編	
1	南越前町男女共同参画審議会委員名簿	35
2	南越前町男女共同参画推進員名簿	36
3	南越前町男女共同参画推進条例	37

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

南越前町では、平成 18 年に「南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」を策定し、平成 22 年には「男女共同参画推進条例」を制定、同年 11 月に「男女共同参画宣言都市」を宣言し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組みを行ってきました。

この計画は平成 24 年に計画期間の中間年を迎えたことから見直しを行い平成 29 年には「第 2 次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」として策定し、基本理念である「助け合う優しい男と女のまちづくり」を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応しながら男女共同参画を推進していくための具体的取組みを定め実施してきました。

これらの取組みにより、南越前町の男女共同参画社会の実現に進展が見られるものの、「南越前町男女共同参画推進条例」に定められた基本理念の実現には課題が残されているのが現状です。

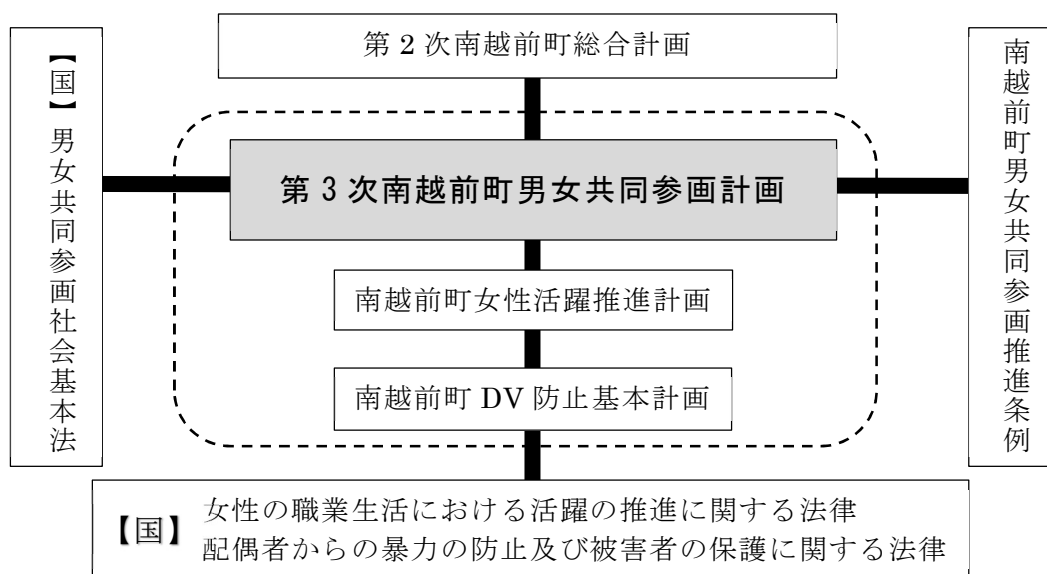
こうした中で、「第 2 次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」が令和 4 年 3 月に計画期間を終えることから、前計画の取組みとその実施状況を踏まえ、「第 3 次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）」（以下、本計画という）を策定しました。

男女共同参画社会って？

仕事や家族、地域生活などさまざまな場面の活動について、性別や社会的な習慣などによって制限されず、男女が対等な立場で自分の希望を叶える機会を得ることができ、ともに責任を担う社会環境です。

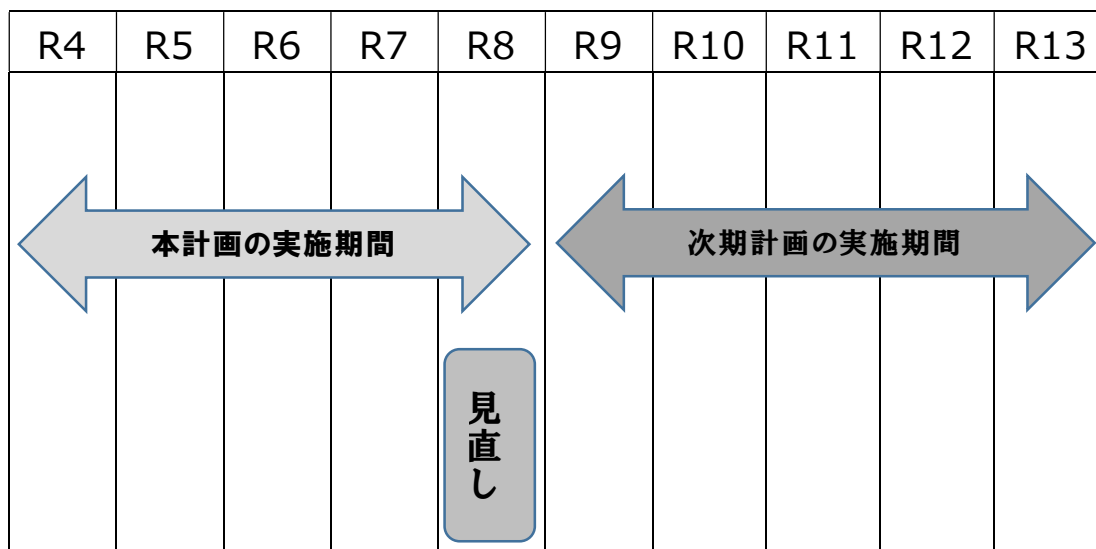
(2) 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「南越前町男女共同参画推進条例」第 9 条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という）」として位置づけられており、今後、本町が男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下、「女性活躍推進計画」という）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「DV 防止基本計画」という）」として位置づけます。
- 「第 2 次南越前町総合計画 後期基本計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図りました。
- 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 4 次福井県男女共同参画計画」を勘案しながら本町の特性や現状を踏まえて策定しました。
- 令和 3 年 11 月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果を踏まえ策定しました。



(3) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



2 計画の基本的な考え

(1) 基本理念

助け合う 優しい 人と人の まちづくり

男女共同参画社会を実現するために、性別にかかわらず誰もが対等な立場で個性や能力を発揮しながら一人の人間として尊重され、あらゆる分野に参画する機会が確保できるまちづくりを目指し、「南越前町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて本計画を推進します。

「南越前町男女共同参画推進条例」6つの基本理念（第3条）

- (1) 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
社会のあらゆる分野における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が、対等に家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と仕事が両立できる環境整備
家庭を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と家庭生活以外の活動に対等に参画し、両立できること。
- (5) 生涯を通じた健康支援
男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 国際的協調
男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(2) 基本目標

「南越前町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき 4 つの目標を設定し具体的な施策を推進します。

1 男女共同参画の意識づくり

2 誰もが働きやすいまちづくり

3 誰もが活躍できるまちづくり

4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

3 推進目標と今後の取組み

(1) 目標の体系

基本目標	施策の方向	具体的施策
目標1 男女共同参画の 意識づくり	① 性別による固 定的な役割分 担意識の解消	・家庭、地域での慣習の見直し・意識の改 革のための啓発
	② 個性を伸ばし 多様な選択を 可能にする学 習機会の充実	・性別による固定的な考えにとらわれず、 生徒一人ひとりが職業観を学ぶためのセ ミナーの充実を図る
目標2 誰もが 働きやすい まちづくり	① ワーク・ライ フ・バランス の促進	・家事、育児、介護等、家庭生活と仕事の 両立を推進するための啓発 ・働きながら安心して子育てできる環境整備
目標3 誰もが 活躍できる まちづくり	① 女性の活躍推 進	・町における女性職員の職域や登用などの 拡大
	② 職場における 男女共同参画 の推進	・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法 の周知 ・男性の育児休暇・休業取得の啓発
	③ 地域における 男女共同参画 の推進	・誰もが参加しやすい地域活動となるよう な啓発
目標4 誰もが 安心して 暮らせる まちづくり	① 生涯を通じた 健康づくりの 推進	・自己の健康を適切に管理・改善するため の健康づくりを支援 ・高齢者や障がい者が自立した生活を送る ための支援
	② 暴力を根絶す るための対策 の推進	・配偶者からの暴力は犯罪であり、人権を 侵害するものであるという意識の啓発 ・DV、セクシャル・ハラスメント、スト ーカー行為等のあらゆる暴力の根絶に向 けた広報・啓発
	③ 男女共同参画 の視点による 防災組織の意 識改革	・地域の自主防災組織等の活動における女 性参画の推進
	④ 多様な性のあ り方を尊重す る意識づくり	・学校におけるLGBTQ（性的マイノリ ティ）に対する理解と啓発 ・LGBTQについての学習機会を図る

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが互いの人権を尊重し合い、性別等にかかる無意識の偏見や固定的な役割分担意識を解消し、慣習等を男女共同参画の視点で見直すことが必要です。そのために、男女共同参画に関する学習機会を提供し、男女共同参画の理念や意義を一人でも多くの町民に周知するよう努めます。

①性別による固定的な役割分担意識の解消

家庭、地域、職場等における性別による固定的な役割分担の見直しや男女共同参画の意識改革に向けた啓発を行います。

- 1 意識改革のための啓発や講演会の実施
- 2 男性の男女共同参画の意識改革の啓発

②個性を伸ばし多様な選択を可能にする学習機会の充実

相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るための学習機会や性別による固定的な考えにとらわれず職業観を学ぶためのセミナーの充実を図ります。

- 1 男女共同参画の推進を目的とする団体の自主的な活動を支援
- 2 中学生を対象に性別に関わりなく職業観を考えるセミナーを実施

基本目標 2 誰もが働きやすいまちづくり

家族の形の多様化は進んでいますが、家事や育児、介護は女性に多く担われている状況にあります。誰もが働きやすい環境にするため、それらを家族と一緒に楽しむものにとらえて、ともに支え合いながら家庭や仕事、地域活動等に無理なくバランスよく参画できるようワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

①ワーク・ライフ・バランスの促進

誰もが家庭生活と仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

- 1 家事・育児・介護等、家庭生活と仕事の両立を推進するための啓発
- 2 働きながら安心して子育てできるよう職場環境の改善を働きかける

ワーク・ライフ・バランス

.....

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き
仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても
子育て期、中年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き
方が選択・実現できることをさす。

基本目標 3 誰もが活躍できるまちづくり

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「女性活躍推進法」等により、女性が社会で活躍するための法的整備が進められていますが、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、誰もが自分の個性や能力に応じ、社会で活躍できる環境づくりを目指します。

①女性の活躍推進

町の審議会・委員会において、女性委員の登用を進めるとともに地域の事業所や団体等における女性の登用が促進されるよう啓発を行います。

- 1 町における女性職員の職域や登用などの拡大
- 2 地域・事業所・団体等における女性の登用促進のための啓発

②職場における男女共同参画の推進

長時間労働の是正や年次休暇取得の促進及び仕事と家事の両立を図るため、女性に比べて残業時間の多い男性の残業時間削減を推進します。

- 1 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の周知
- 2 男性の育児休暇・休業取得の啓発

③地域における男女共同参画の推進

人口減少が進む中、活力ある地域社会をつくるため、男女が協力し合えるまちづくりの啓発を進めます。

- 1 固定的な役割分担意識の見直し
- 2 誰もが参加しやすい地域活動となるような啓発
- 3 農林水産業及び商工業等の自営業における担い手不足を解消するため、女性も参加しやすい組織環境の整備と後継者育成の推進

基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

人生 100 年時代が現実のものになろうとしている今日、すべての人が快適で充実した人生が送れるよう、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

①生涯を通じた健康づくりの推進

健康講座、健康相談等保健事業の推進や母子保健サービスの充実を図ります。また、高齢者や障がい者を地域で支える環境づくりを推進します。

- 1 自己の健康を適切に管理・改善するための健康づくりの推進
- 2 高齢者や障がい者が自立した生活を送るための支援

②暴力を根絶するための対策の推進

DVやハラスメントに関する正しい知識を持ち、いかなる暴力も許さない社会づくりを目指し啓発を行います。

また、被害者の相談や支援に関する情報提供の充実を図ります。

- 1 DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等のあらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発
- 2 福井県や警察等の関係機関との連携を強化

③男女共同参画の視点による防災組織の意識改革

自主防災組織などにおける男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った防災の重要性についての理解の促進に努めます。

- 1 女性の自主防災組織等の活動における支援

④多様な性のあり方を尊重する意識づくり

性のあり方は多様であり、一人ひとり異なることから、日頃から性のあり方に理解を深める啓発を行います。

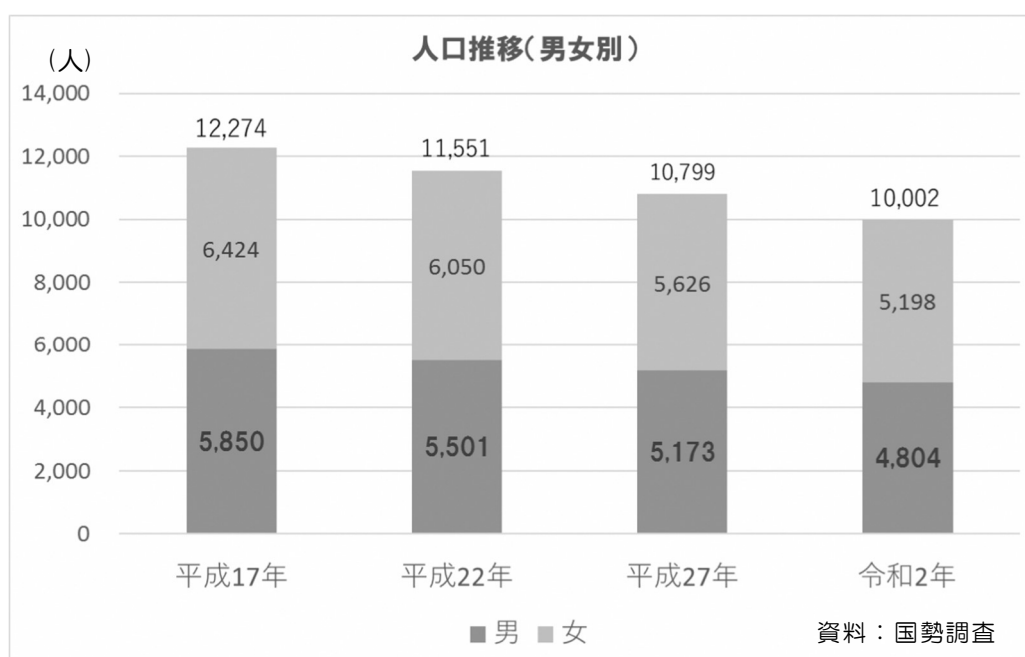
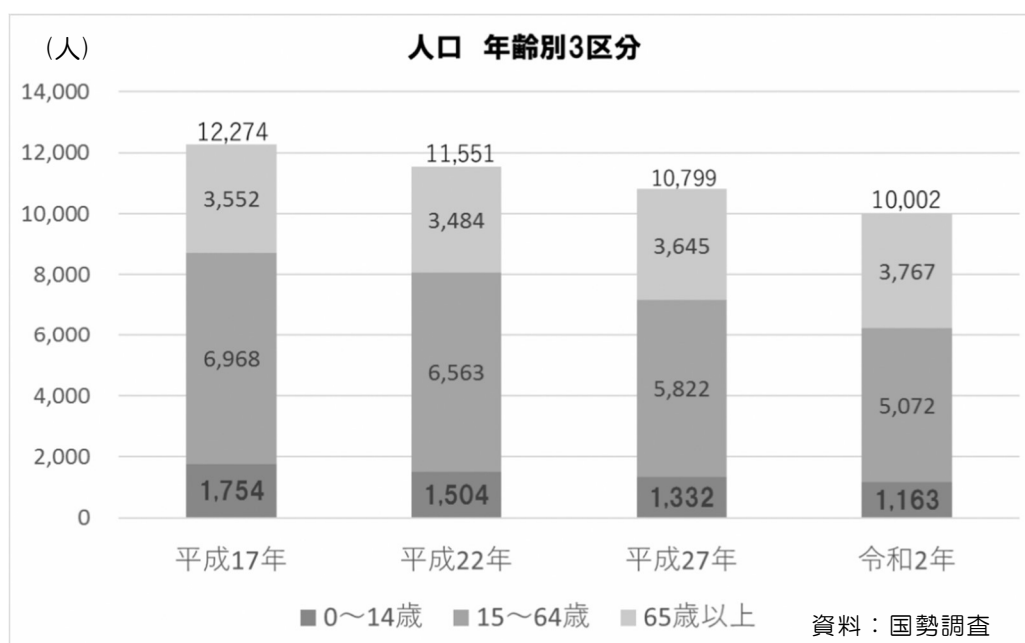
- 1 学校におけるLGBTQ（性的マイノリティ）に対する理解と啓発
- 2 LGBTQに対する差別や偏見をなくすための学習機会を図る

4 南越前町の状況

(1) 人口の推移

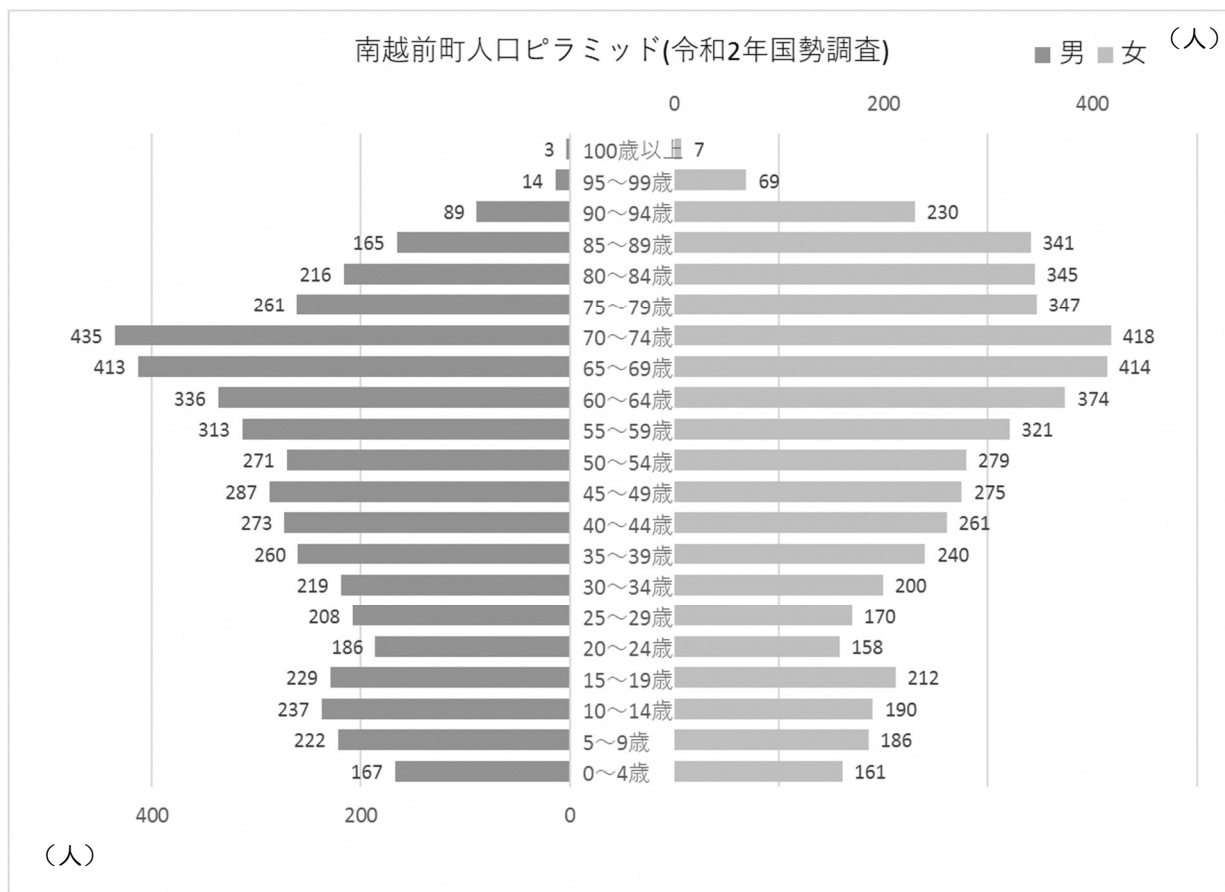
本町の総人口は令和2年には10,002人と年々減少しています。

年齢3区別にみると、0～14歳人口と15～64歳人口は減少を続けている反面、65歳以上人口は平成22年にいったん減少したものの、その後は増加を続けています。



男女別5歳ごとの人口をみると、70～74歳が男女ともに最も多く、男性435人、女性418人となっています。

男女間では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は各年代とも概ね男性が多く、高齢人口（65歳以上）は女性が多い傾向がみられます。



(2) 出生数の推移

本町の出生数が減少傾向にある中、平成30年には対前年との比較では増加していますが、平成27年から令和元年にかけて80人から50人と大きく減少しています。

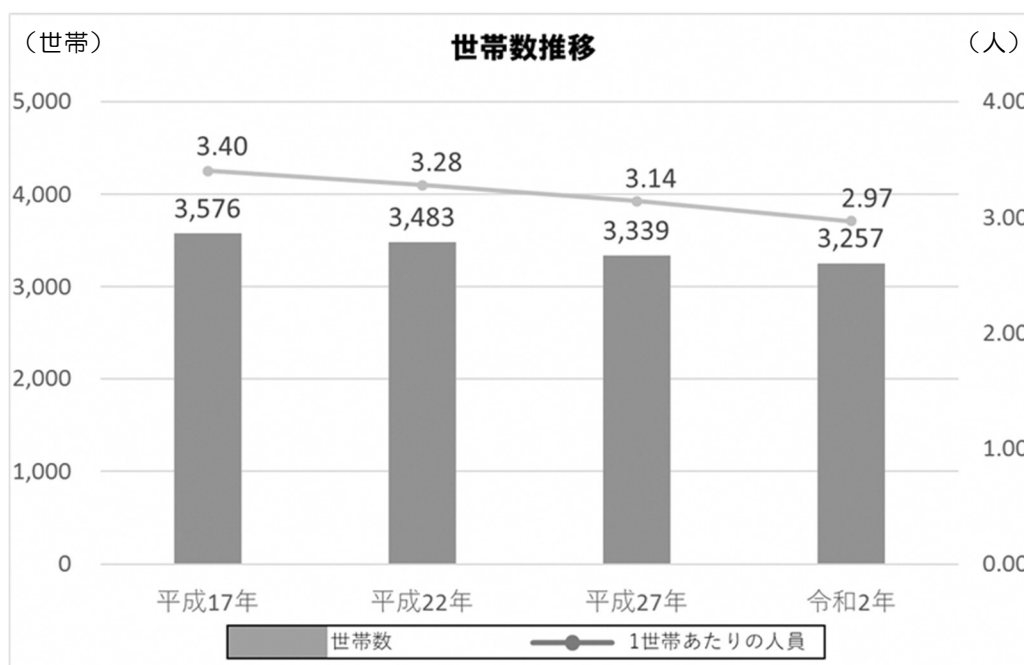
出生数の推移 (人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
福井県	6,230	6,112	5,856	5,826	5,307
南越前町	80	81	57	64	50

資料：福井県人口動態統計

(3) 世帯数の推移

本町の世帯数は年々減少しています。また、1世帯あたりの人員も減少を続け令和2年には3人を下回りました。



資料：国勢調査

(4) 町職員管理職の女性の登用状況

(人)

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性	
南越前町職員管理職	15	2	13.0%	18	3	17.0%	18	3	17.0%	18	4	22.0%	16	4	25.0%

(5) 町議会議員に占める女性の割合

(人)

	平成26年度			平成30年度			令和3年度		
	総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性	
南越前町議会議員	14	1	7.1%	14	1	7.1%	14	1	7.1%

(6) 委員会・審議会等における女性参画の状況

委員の女性の登用状況

(人)

委員会名	平成30年度 (H30.4.1現在)			令和元年度 (H31.4.1現在)			令和2年度 (R2.4.1現在)			令和3年度 (R3.4.1現在)		
	総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性	
選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
教育委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
監査委員	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0
農業委員会	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	10	0	0
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
合計	27	5	18.5%	27	5	18.5%	27	5	18.5%	23	3	13.0%

審議会等の女性の登用状況

(人)

審議会等名	平成30年度 (H30.4.1現在)			令和元年度 (H31.4.1現在)			令和2年度 (R2.4.1現在)			令和3年度 (R3.4.1現在)		
	総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性		総数	うち女性	
防災会議	28	1	3.6%	28	1	3.6%	28	1	3.6%	28	1	3.6%
民生委員推薦会	7	1	14.3%	7	1	14.3%	7	2	28.6%	7	2	28.6%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	9	2	22.2%	9	2	22.2%	9	3	33.3%	9	3	33.3%
公民館運営審議会	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	3	30.0%
社会教育委員会	11	5	45.5%	11	5	45.5%	11	5	45.5%	9	5	55.6%
図書館協議会	9	8	88.9%	9	7	77.8%	9	7	77.8%	9	9	100.0%
地方文化財保護審議会	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	9	0	0.0%
国民保護協議会	27	0	0.0%	27	0	0.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
自主放送番組審議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	—	—	—	—	—	—
今庄診療所運営委員会	12	3	25.0%	12	3	25.0%	12	3	25.0%	12	3	25.0%
介護保険運営協議会	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	4	44.4%	9	4	44.4%
農業労働災害共済運営審査委員会	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	0	0.0%
文化会館運営協議会	15	7	46.7%	15	7	46.7%	15	7	46.7%	12	5	41.7%
学校給食運営委員会	9	5	55.6%	9	4	44.4%	9	4	44.4%	8	4	50.0%
男女共同参画審議会	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	4	40.0%
地域公共交通会議	19	2	10.5%	19	2	10.5%	19	2	10.5%	19	2	10.5%
児童館運営委員会	19	12	63.2%	19	12	63.2%	19	10	52.6%	19	10	52.6%
要保護児童対策地域協議会	14	3	21.4%	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%
環境パートナーシップ会議	11	5	45.5%	11	4	36.4%	11	4	36.4%	11	4	36.4%
環境審議会	—	—	—	—	—	—	16	4	25.0%	16	4	25.0%
合計	238	67	28.2%	238	63	26.5%	240	66	27.5%	237	65	27.4%

※自主放送番組審議会令和2年度廃止

※環境審議会令和2年度新設

(7) 男女共同参画社会に関する意識調査にみる南越前町の現状

本計画の策定にあたり実施した『男女共同参画社会に関する意識調査』の結果から、特徴的なものを抜粋します。

調査概要

◆項目

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| I 男女共同参画社会の現状 | II 家庭生活と男女の役割 |
| III 子育て・子どもの教育 | IV ドメスティック・バイオレンス (DV) |
| V 職業 | VI 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) |
| VII LGBTQ について | VIII 男女共同参画社会の実現に向けて |

◆地域 南越前町内全域

◆対象者 18 歳以上

◆抽出方法 住民基本台帳より無作為

(10 代、20 代、30 代、40 代、50 代、60 歳以上の男女各 50 名 計 600 人)

◆期間 令和 3 年 11 月 26 日 (金) ~ 12 月 10 日 (金)

◆調査方法 郵送配布、郵送回収

◆回収状況 回収数 230 人 (38.3%)

男性 103 人、女性 118 人、不明・無回答 9 人

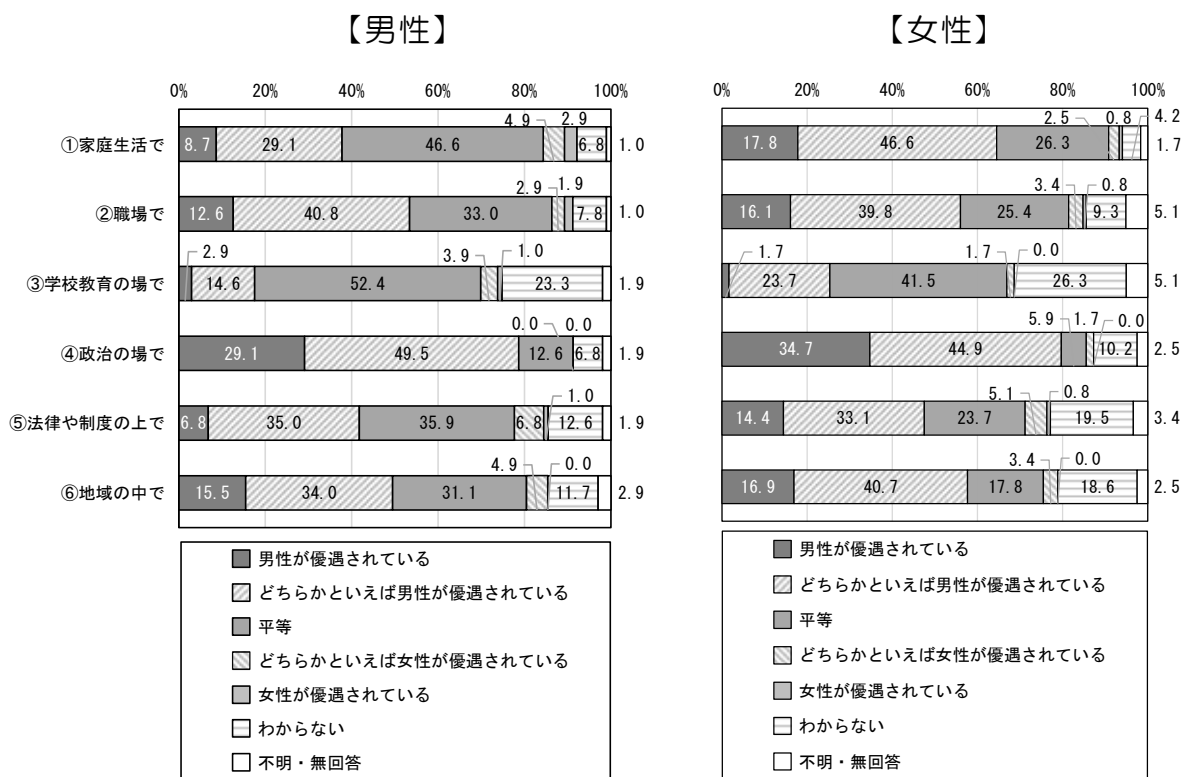
◆表・グラフの見方 小数点以下の四捨五入の関係で、単数回答であっても表やグラフの中の構成比 (%) の合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

I 男女共同参画社会の現状

■社会の各分野での男女の地位

男女とも、「男性が優遇されている」の割合が多いのは、「④政治の場で」となっています。「③学校教育の場で」は、男女とも「平等」が半数前後となっています。

また、「①家庭生活で」は、男性で「平等」(46.6%)という回答が最も多いのに対し、女性では「どちらかといえば男性が優遇されている」(46.6%)という回答が最も多く、男女間で回答の格差が見られることから、男女間の認識に差があることがうかがえます。



前回調査（平成 29 年）との比較では、男性は「④政治の場で」と「⑤法律や制度の上で」以外は「男性優遇」の割合が減少しています。女性は「②職場で」と「⑥地域の中で」の「男性優遇」の割合が減少しており、「⑥地域の中で」は「男性優遇」の割合が高いものの、男性で 19.3 ポイント、女性で 14.7 ポイント減少しています。

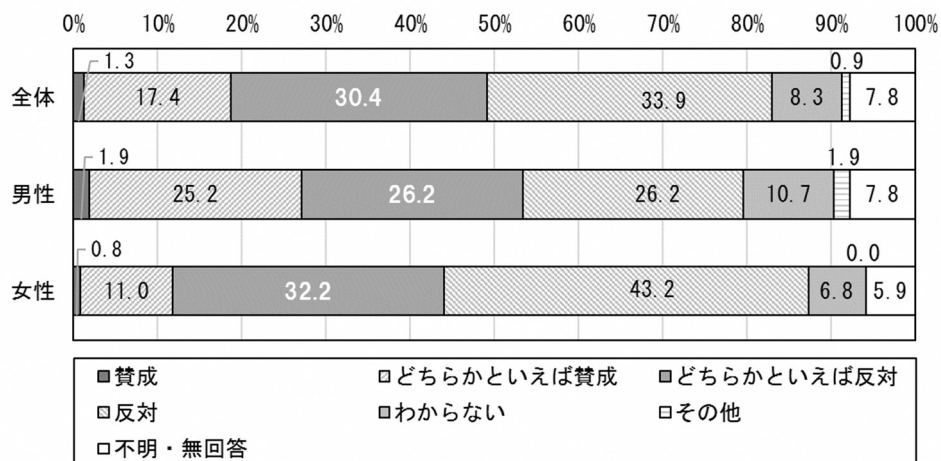
		男性			女性		
		男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇
①家庭生活で	R3	37.8	46.6	7.8	64.4	26.3	3.3
	H29	43.7	40.2	8.9	59.2	27.7	3.9
②職場で	R3	53.4	33	4.8	55.9	25.4	4.2
	H29	58.9	23.2	7.2	56.2	23.8	5.3
③学校教育の場で	R3	17.5	52.4	4.9	25.4	41.5	1.7
	H29	18.8	54.5	4.5	23.8	48.5	0.8
④政治の場で	R3	78.6	12.6	0	79.6	5.9	1.7
	H29	73.2	13.4	3.6	73.1	8.5	0
⑤法律や制度の上で	R3	41.8	35.9	7.8	47.5	23.7	5.9
	H29	35.8	36.6	15.2	46.2	26.2	3.8
⑥地域の中で	R3	49.5	31.1	4.9	57.6	17.8	3.4
	H29	68.8	161.1	5.4	72.3	13.8	0.8

※男性優遇「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた合計

II 家庭生活と男女の役割

■「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は、男性で 27.1%、女性で 11.8%となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合は、男性で 52.4%、女性で 75.4%となっており男女間で意識の格差がみられます。

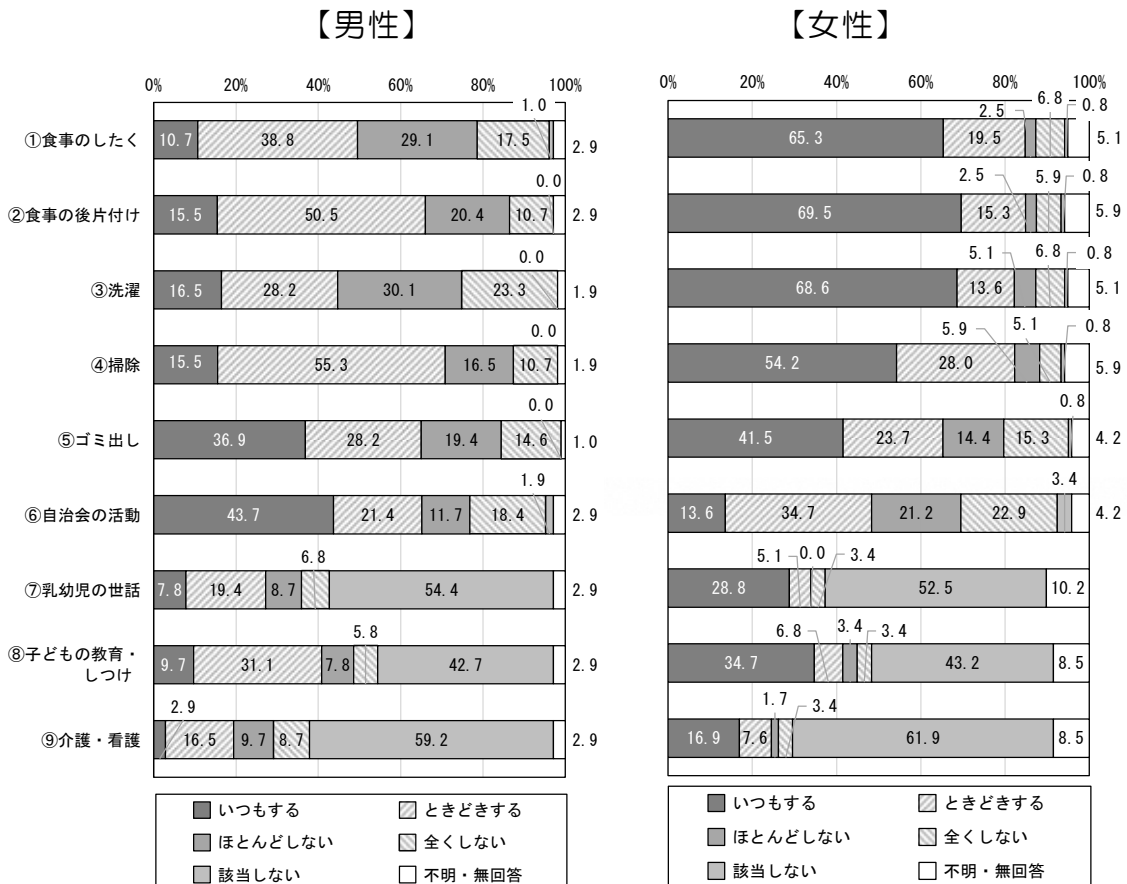


前回調査との比較では、「賛成」と「どちらかといえば賛成」は男性で 16.6 ポイント、女性で 5.9 ポイントそれぞれ減少しています。また、「反対」「どちらかといえば反対」は男性で 11.3 ポイント、女性で 13.8 ポイント増加しており、性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあると考えられます。

		%	
		賛成 どちらかといえば賛成	反対 どちらかといえば反対
全体	R3	18.7	64.3
	H29	29.7	52.0
男性	R3	27.1	52.4
	H29	43.7	41.1
女性	R3	11.8	75.4
	H29	17.7	61.6

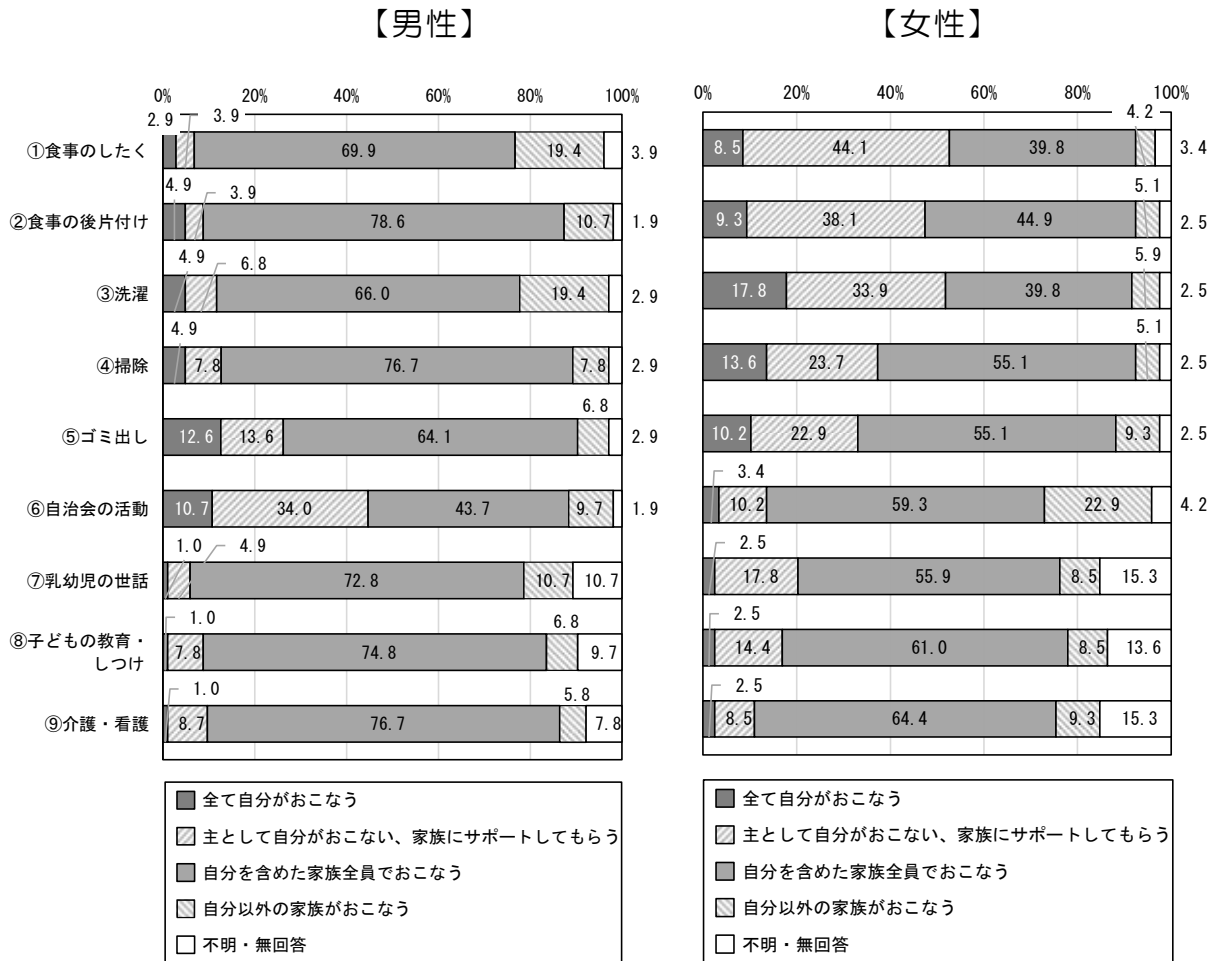
■家庭内の仕事の役割分担

男性は、「⑥自治会の活動」において、「いつもする」が 43.7%と他の項目に比べて最も多くなっています。「⑤ゴミ出し」においては比較的、男女の均等がとれた結果となっていますが、他の項目においては、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。



■家庭内の仕事の理想

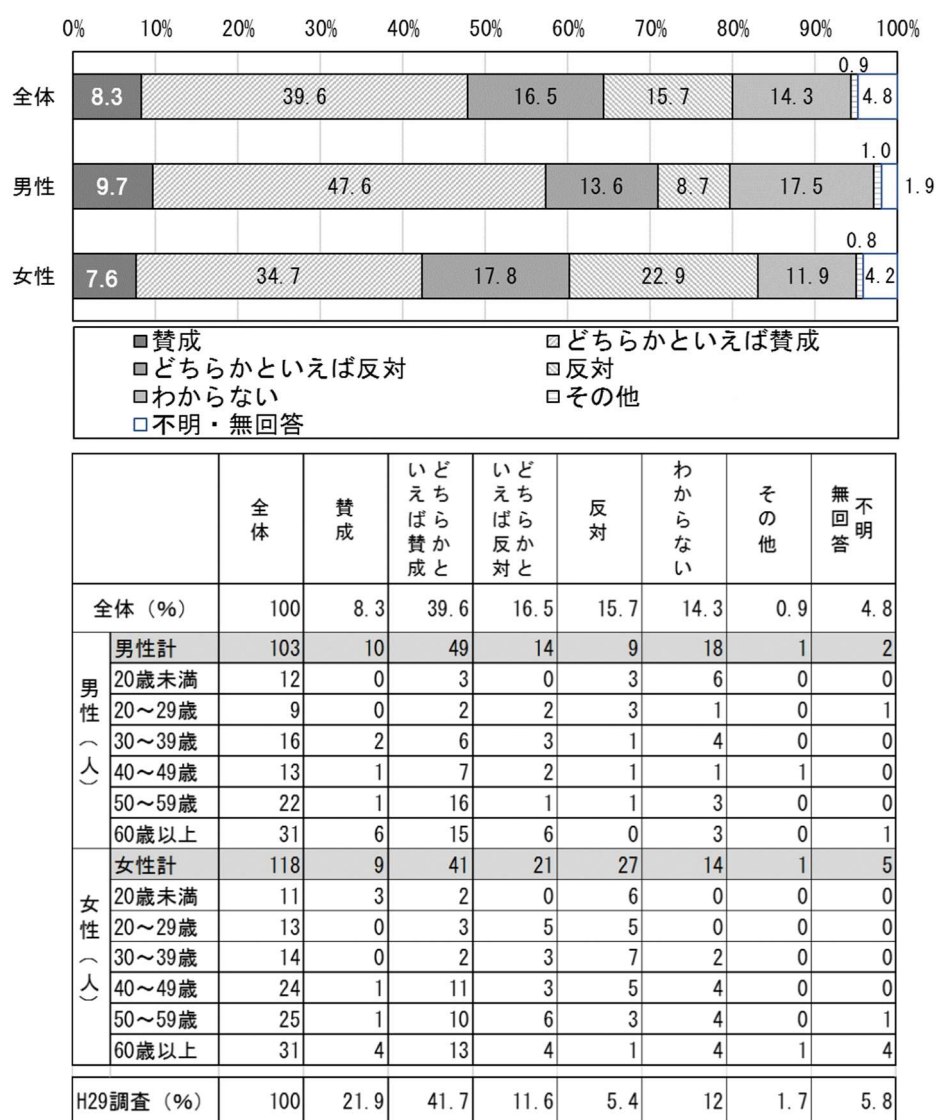
男性は、「⑥自治会の活動」を除くすべての項目で、「自分を含めた家族全員でおこなう」が半数を上回っています。女性は、「①食事のしたく」と「②食事の後片付け」「③洗濯」以外の項目で「自分を含めた家族全員でおこなう」が半数を上回っています。



Ⅲ 子育て・子どもの教育

■「男らしく、女らしく」という育て方

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が、男性は 57.3%、女性は 42.3%となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合は、男性で 22.3%、女性で 40.7%となっており、男女間で意識の格差がみられます。

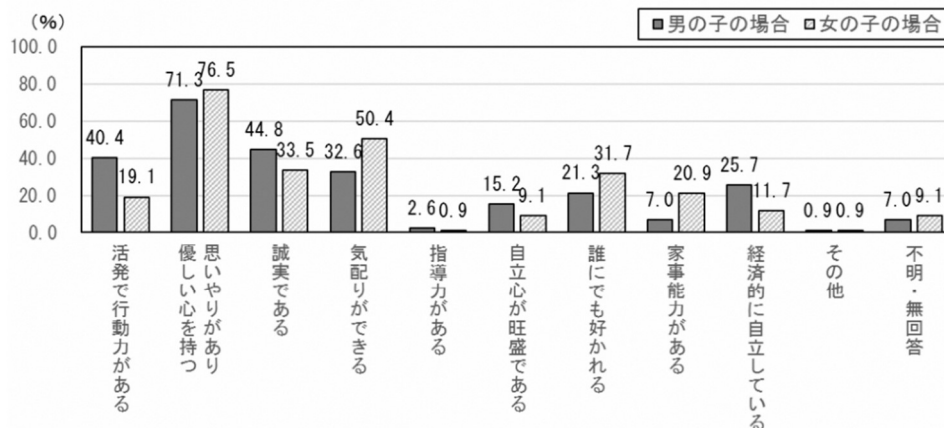


性年代別で見ると「賛成」は、男性の 20 歳未満と 20～29 歳、女性の 20～29 歳と 30～39 歳でいずれも 0 人となっています。

前回調査との比較では、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が全体で 15.7%ポイント減少していることから、性別による固定的な子育て観は変わりつつあると考えられます。

■子育ての方針

男の子の場合は、「思いやりがあり優しい心を持つ」が71.3%と最も多く、次いで「誠実である」が44.8%、「活発で行動力がある」が40.4%となっています。女の子の場合は、「思いやりがあり優しい心を持つ」が76.5%と最も多く、次いで「気配りができる」が50.4%、「誠実である」が33.5%となっています。



	全体 (%)	H29調査 (%)											
		活発で行動力がある	思いやりがあり優しい心を持つ	誠実である	気配りができる	指導力がある	旺盛である自立心がある	誰にでも好かれる	家事能力がある	経済的に自立している	その他	不明・無回答	
①男の子の場合	100	40.4	71.3	44.8	32.6	2.6	15.2	21.3	7.0	25.7	0.9	7.0	
全体 (人)	103	48	74	46	31	5	17	21	2	27	0	6	
男性 (人)	12	8	9	3	5	1	0	4	1	3	0	0	
20歳未満	9	2	6	3	5	0	4	1	0	1	0	1	
20~29歳	16	6	15	9	2	0	3	3	0	6	0	0	
30~39歳	13	5	11	6	6	0	2	3	0	3	0	0	
40~49歳	22	11	15	12	4	2	3	3	0	4	0	3	
50~59歳	31	16	18	13	9	2	5	7	1	10	0	2	
60歳以上	118	44	87	53	43	1	18	28	14	30	2	6	
女性 (人)	11	8	9	4	2	0	0	2	2	1	1	0	
20歳未満	13	6	11	7	8	0	2	3	0	2	0	0	
20~29歳	14	8	12	7	3	0	4	4	1	1	0	0	
30~39歳	24	8	19	9	12	0	0	7	3	6	1	1	
40~49歳	25	5	18	13	7	1	4	7	3	9	0	2	
50~59歳	31	9	18	13	11	0	8	5	5	11	0	3	
60歳以上	H29調査 (%)	100	42.1	66.5	40.5	31.8	4.1	15.7	24.4	5	26.9	0.8	9.1

	全体 (%)	H29調査 (%)											
		活発で行動力がある	思いやりがあり優しい心を持つ	誠実である	気配りができる	指導力がある	旺盛である自立心がある	誰にでも好かれる	家事能力がある	経済的に自立している	その他	不明・無回答	
②女の子の場合	100	19.1	76.5	33.5	50.4	0.9	9.1	31.7	20.9	11.7	0.9	9.1	
全体 (人)	103	16	83	36	56	2	8	35	21	11	0	6	
男性 (人)	12	8	9	3	5	1	0	4	1	3	0	0	
20歳未満	9	2	6	3	5	0	4	1	0	1	0	1	
20~29歳	16	6	15	9	2	0	3	3	0	6	0	0	
30~39歳	13	5	11	6	6	0	2	3	0	3	0	0	
40~49歳	22	11	15	12	4	2	3	3	0	4	0	3	
50~59歳	31	16	18	13	9	2	5	7	1	10	0	2	
60歳以上	118	16	83	36	56	2	8	35	21	11	0	6	
女性 (人)	11	4	8	2	7	0	1	4	1	3	0	1	
20歳未満	13	1	7	2	7	0	1	3	2	0	0	1	
20~29歳	14	1	14	6	6	0	2	7	2	3	0	1	
30~39歳	24	1	12	5	10	0	0	5	3	1	0	0	
40~49歳	25	5	17	9	13	1	2	5	5	1	0	1	
50~59歳	31	4	25	12	13	1	2	11	8	3	0	2	
60歳以上	H29調査 (%)	100	12.8	74.4	26.0	62.4	0.4	7.9	35.1	26.4	10.7	0.4	8.7

前回調査との比較では、男の子の場合は「活発で行動力がある」の割合が減少し「気配りができる」が増加していますが、女の子の場合は「活発で行動力がある」は増加し、「気配りができる」が減少しています。

IV ドメスティック・バイオレンス（DV）

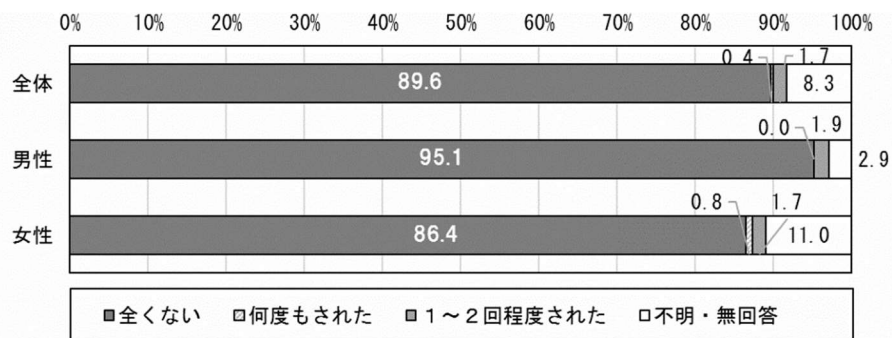
■DVについて

男性では、すべての項目に被害経験が「ある」という回答がみられます。特に多いのは、「人格や存在を否定するような言葉の暴力」、次いで「何を言っても長期間無視」という項目です。

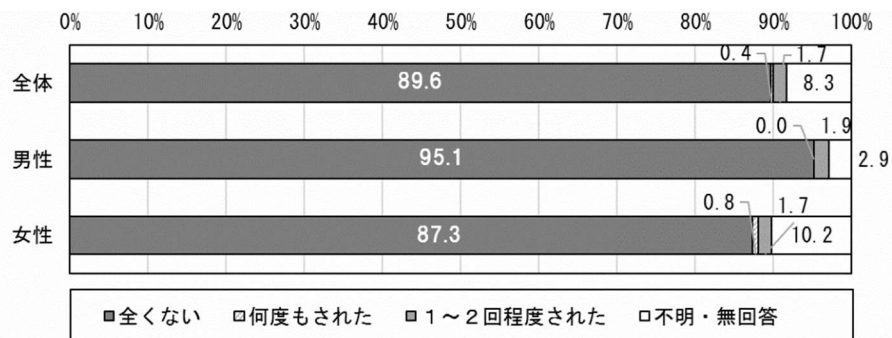
女性では、「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せられる」以外の項目で被害経験が「ある」という回答が見られます。特に多いのは、『誰のおかげで生活できてるんだ』や『甲斐性なし』といった言葉の暴力、次いで、「人格や存在を否定するような言葉の暴力」となっています。

また、男女とも「命の危険を感じるくらいの暴行をされる」、「医者の治療が必要となる程度の暴行をされる」に「ある」の回答があり、深刻さがうかがえます。

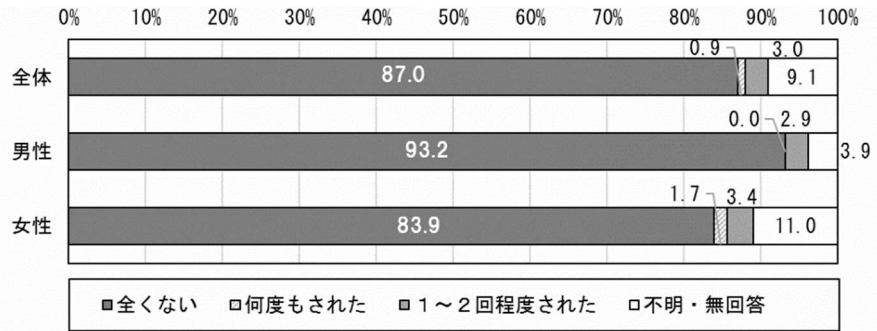
【命の危険を感じるくらいの暴行をされる】



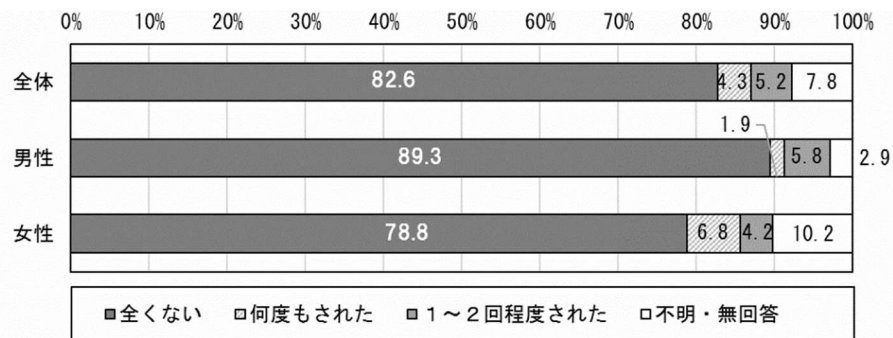
【医者の治療が必要となる程度の暴行をされる】



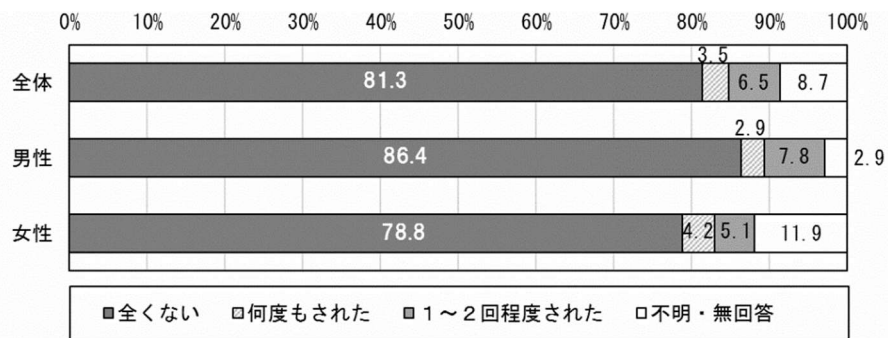
【医者の治療が必要とならない程度の暴行を受ける】



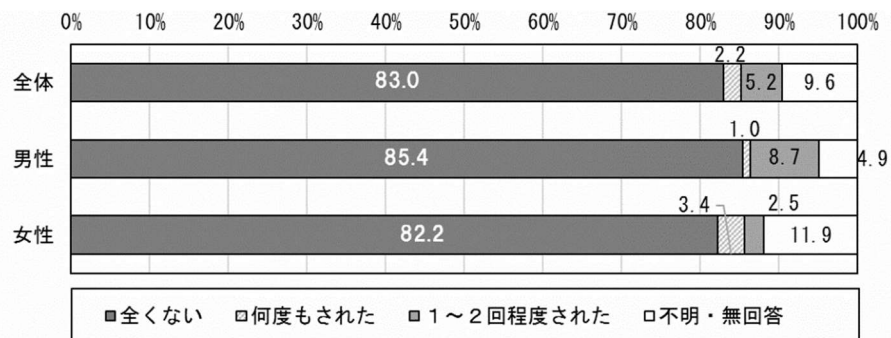
【「誰のおかげで生活ができるんだ」や「甲斐性なし」といった言葉の暴力】



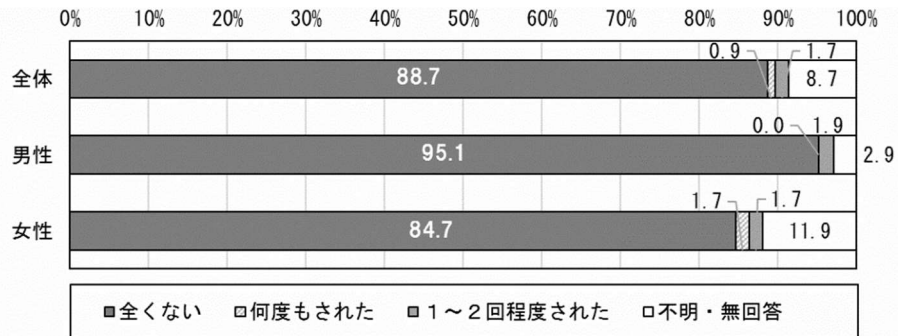
【人格や存在を否定するような言葉の暴力】



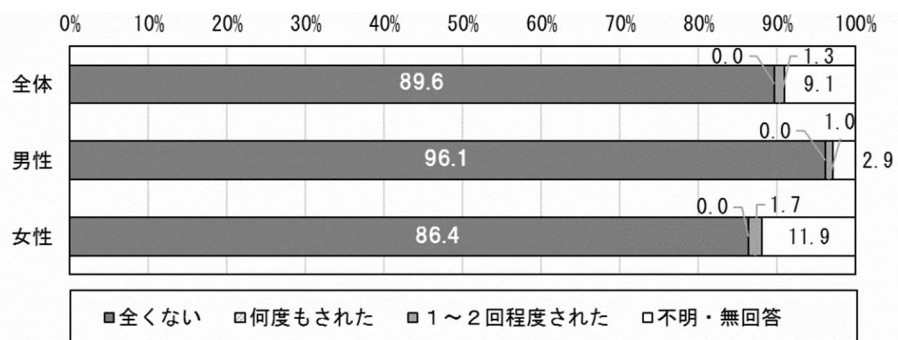
【何を言っても長期間無視】



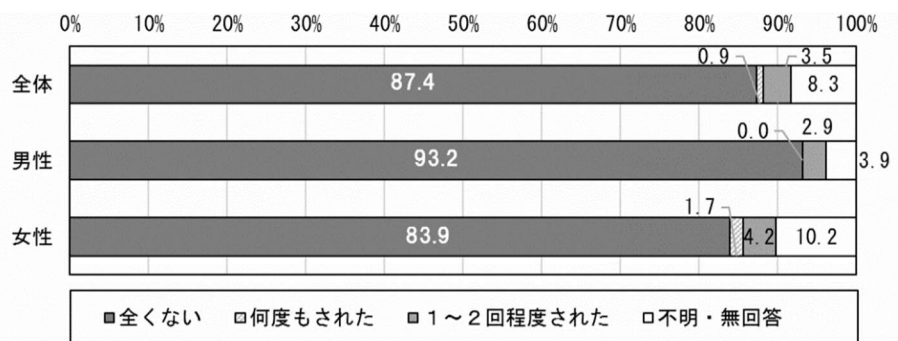
【生活費を入れてくれない】



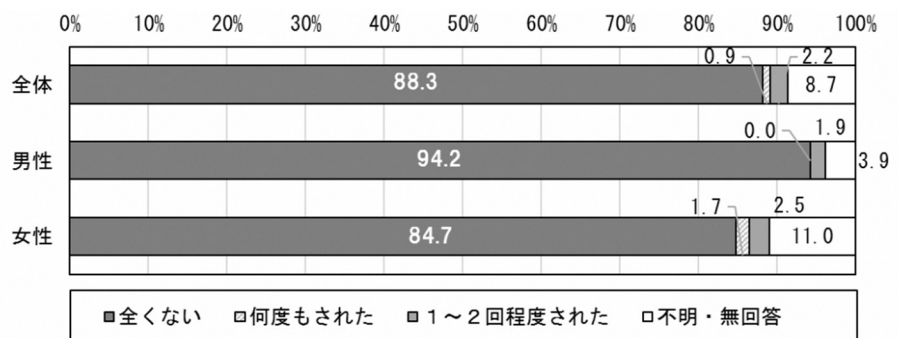
【就職や仕事を継続することへの妨害】



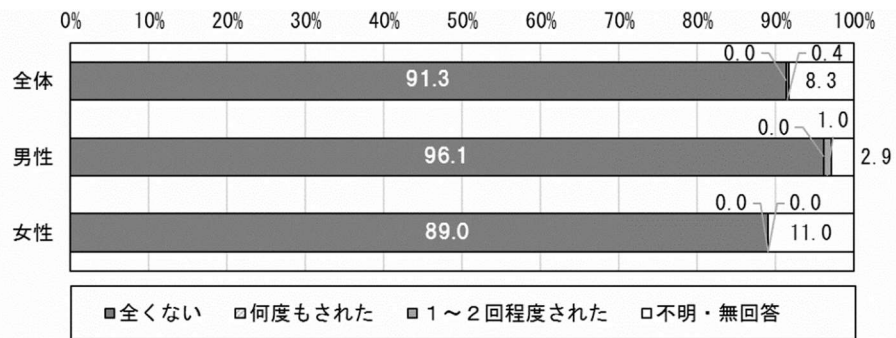
【借金を負わせられた】



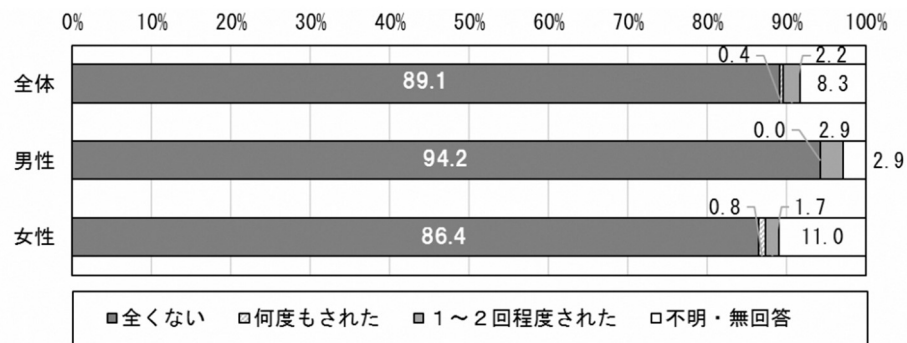
【性的な行為の強要】



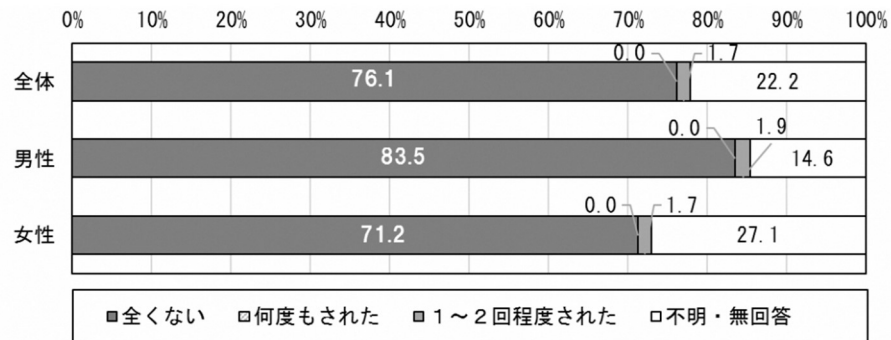
【見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せられる】



【交友関係や電話などの細かい監視】



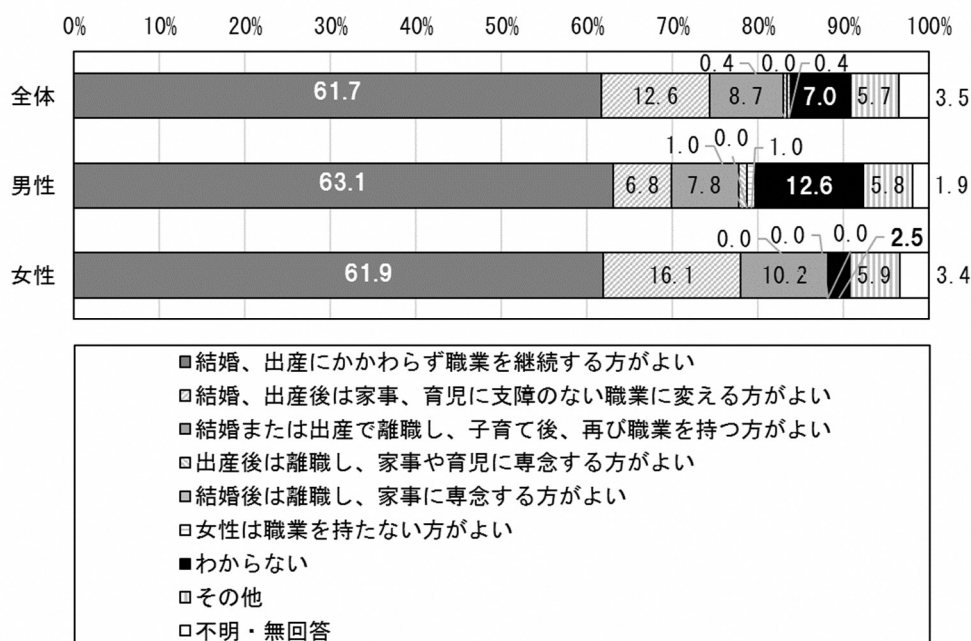
【「子供に危害を加える」と言って脅す、子供を取り上げる】



V 職業

■女性が職業を持つことについて

男女とも、「結婚、出産にかかわらず職業を継続するほうがよい」が最も多く、男性は次いで「わからない」が12.6%、「結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい」が7.8%となっています。女性は「結婚、出産後は家事、育児に支障のない職業に変えるほうがよい」が16.1%、「結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい」が10.2%となっています。

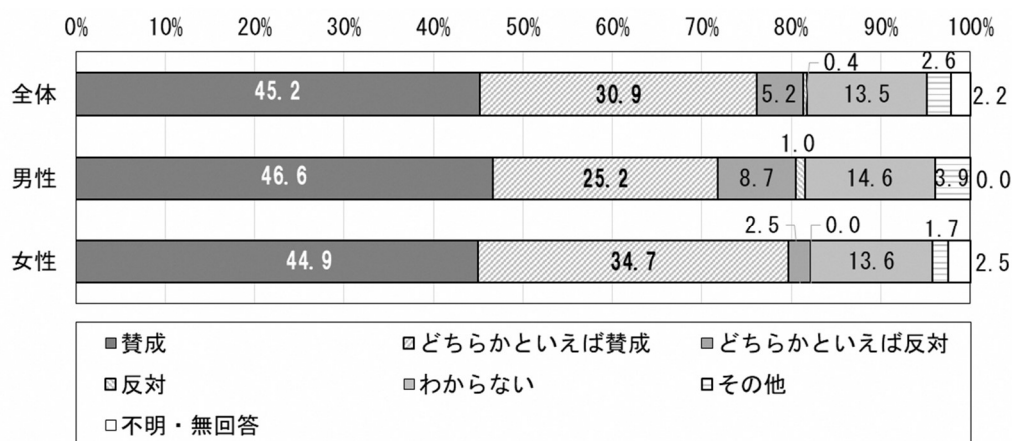


前回調査との比較では、最も回答の多い「結婚、出産にかかわらず職業を継続するほうがよい」は前回よりさらに8.8ポイント増加し、「結婚、出産後は家事、育児に支障のない職業に変えるほうがよい」は5.5ポイント、「結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい」は3.3ポイント減少しています。

	%	
	R3	H29
結婚、出産にかかわらず職業を継続するほうがよい	61.7	52.9
結婚、出産後は家事、育児に支障のない職業に変えるほうがよい	12.6	18.1
結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい	8.7	12.0
出産後は離職し、家事や育児に専念するほうがよい	0.4	2.1
結婚後は離職し、家事に専念するほうがよい	0.0	0.8
女性は職業を持たないほうがよい	0.4	0.8
わからない	7.0	7.0
その他	5.7	7.0
無回答	3.5	1.2

■女性が管理職になることについて

男女とも、「賛成」が最も多く、次いで「どちらかといえば賛成」、「わからない」、「どちらかといえば反対」の順となっています。

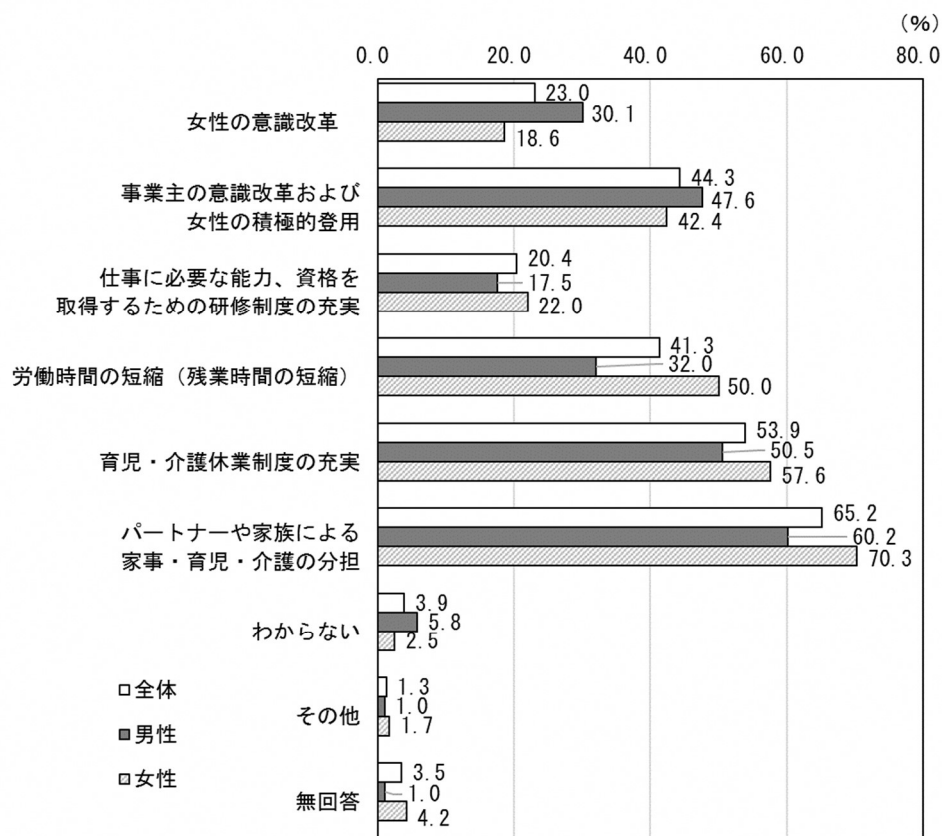


前回調査との比較では、「賛成」と「どちらかといえば賛成」が 1.3 ポイント増加し、「反対」と「どちらかといえば反対」は 4.3 ポイント減少しています。

		%	
		賛成 どちらかといえば賛成	反対 どちらかといえば反対
全体	R3	76.1	5.6
	H29	74.8	9.9
男性	R3	71.8	9.7
	H29	70.4	14.3
女性	R3	79.6	2.5
	H29	78.7	7.4

■女性が働き続けるために必要なこと

男女とも、「パートナーや家族による家事・育児・介護の分担」が最も多く、次いで「育児・介護休業制度の充実」となっていますが、男性の3位は、「事業主の意識改革及び女性の積極的登用」、女性の3位は、「労働時間の短縮（残業時間の短縮）」となっています。



前回調査との比較では、男女とも上位3位の項目は変わっていませんが、「女性の意識改革」で女性が1.7ポイント増加していることから、女性の意識が変わりつつあると考えられます。

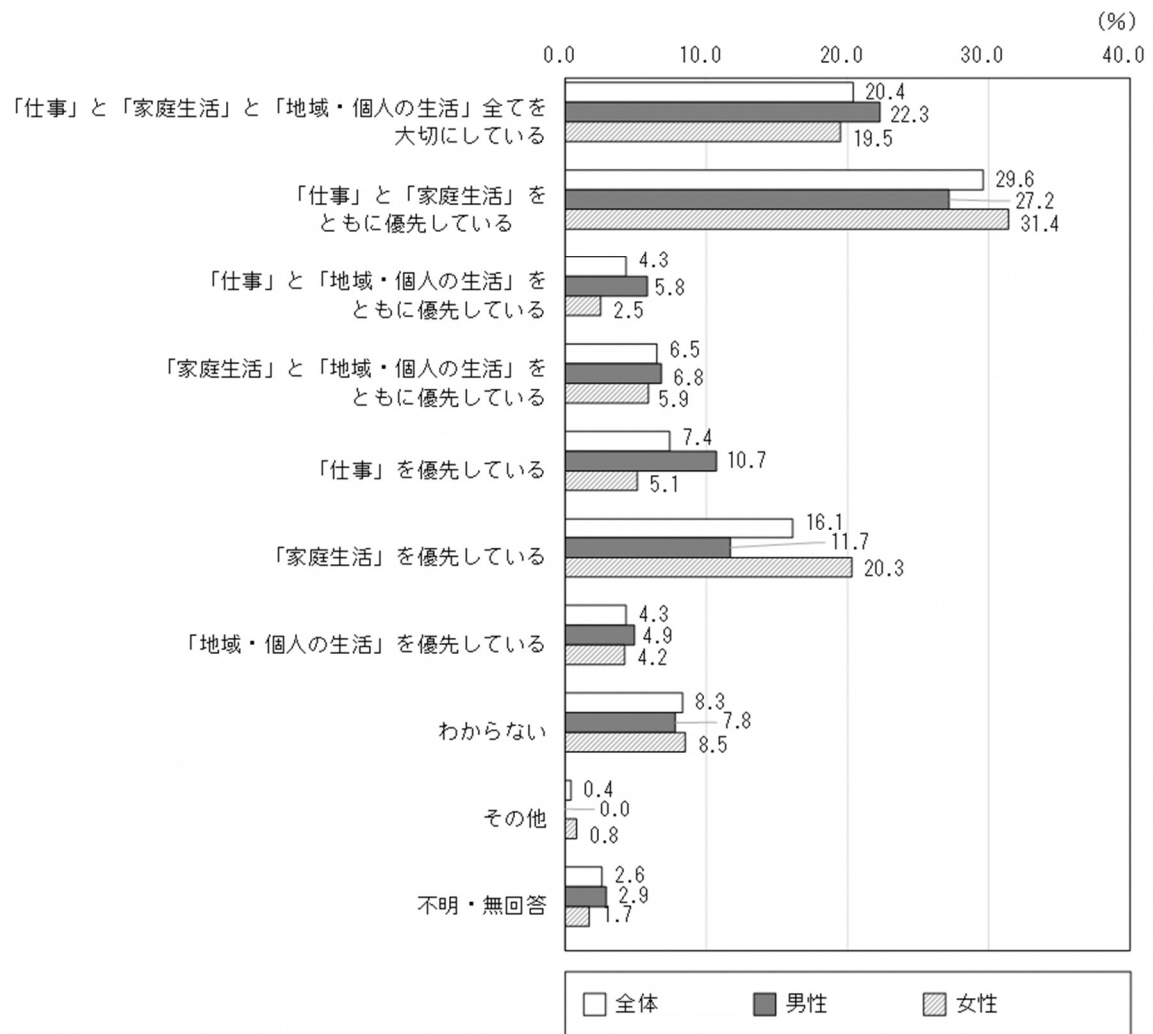
		%									
		女性の意識改革	女性の積極的登用	事業主の意識改革および	仕事に必要な能力、資格を取得するための研修制度の充実	(労働時間の短縮)	育児・介護休業制度の充実	家族による家事・育児・介護の分担	わからない	その他	無回答
全体	R3	23.0	44.3	20.4	41.3	53.9	65.2	3.9	1.3	3.5	
	H29	24.4	40.9	21.9	37.6	55.0	64.0	3.7	1.7	3.3	
男性	R3	30.1	47.6	17.5	32.0	50.5	60.2	5.8	1.0	1.0	
	H29	33.0	35.7	21.4	33.0	47.3	53.6	6.3	1.8	3.6	
女性	R3	18.6	42.4	22.0	50.0	57.6	70.3	2.5	1.7	4.2	
	H29	16.9	45.4	22.3	41.5	61.5	73.1	1.5	1.5	3.1	

VI 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

■ワーク・ライフ・バランスの現状と理想

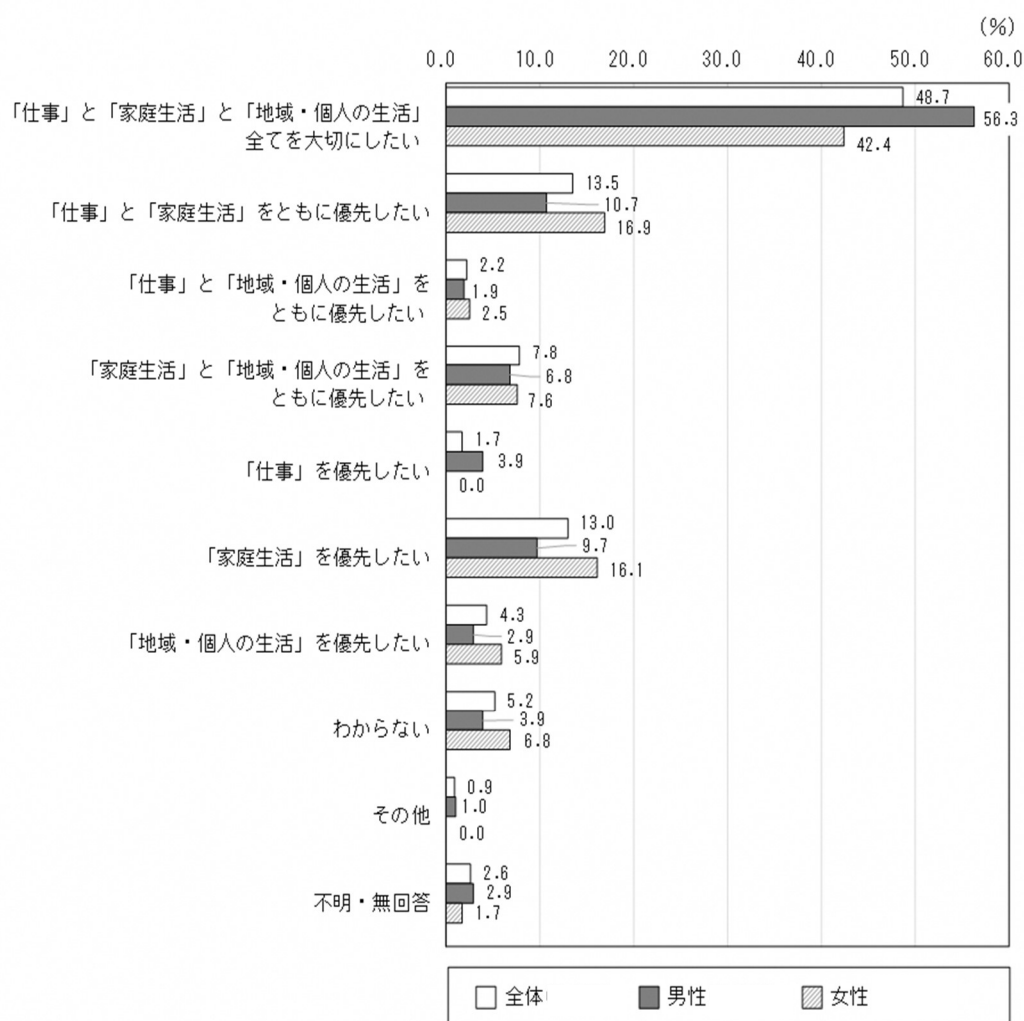
【現状】

全体では、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が29.6%と最も多く、次いで「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』全てを大切にしている」が20.4%、「『家庭生活』を優先している」が16.1%となっています。



【理想】

全体では、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』全てを大切にしたい」が48.7%と最も多く、次いで「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が13.5%、「『家庭生活』を優先したい」が13.0%となっています。

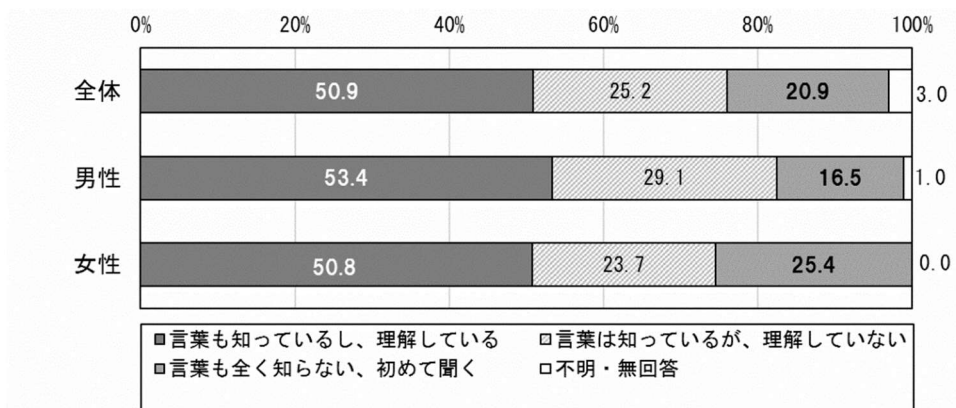


男性は56.3%、女性は42.4%が「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』全てを大切にしたい」を理想としていますが、現状は男女とも、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が最も多く、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』全てを大切にしている」は、男性が22.3ポイント、女性が19.5ポイントで現状と理想の差が大きいことがうかがえます。

VII LGBTQについて

■LGBTQ(またはLGBT)という言葉について

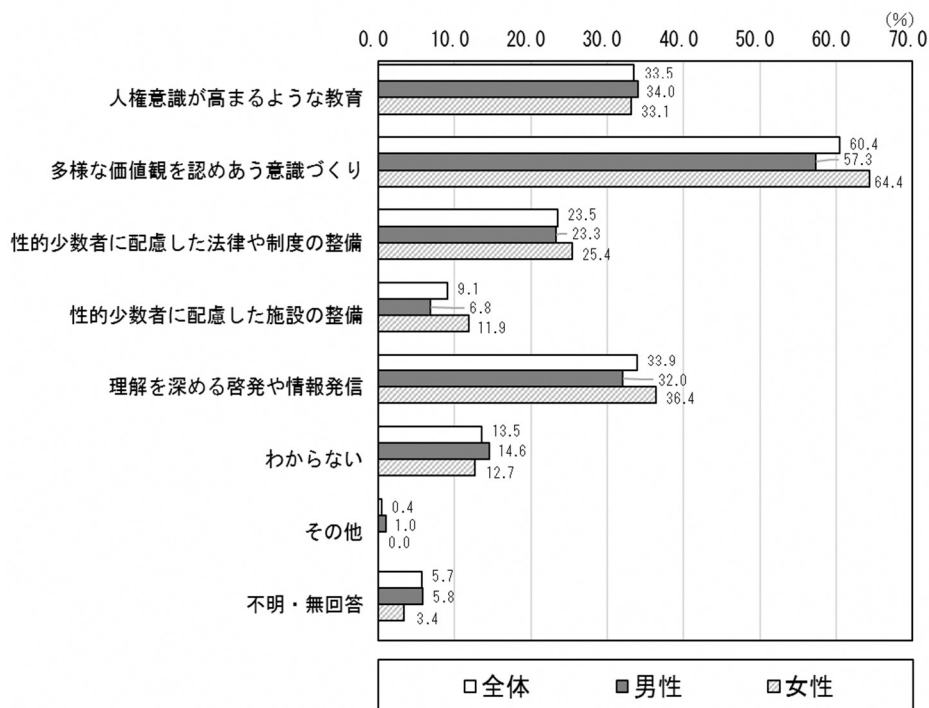
男女とも、「言葉も知っているし、理解している」が最も多く、約半数を占めています。



■LGBTQ(またはLGBT)などの性的少数者が暮らしやすい社会にするために必要なこと

男性は、「多様な価値観を認めあう意識づくり」が57.3%と最も多く、次いで「人権意識が高まるような教育」34.0%、「理解を深める啓発や情報発信」が32.0%となっています。

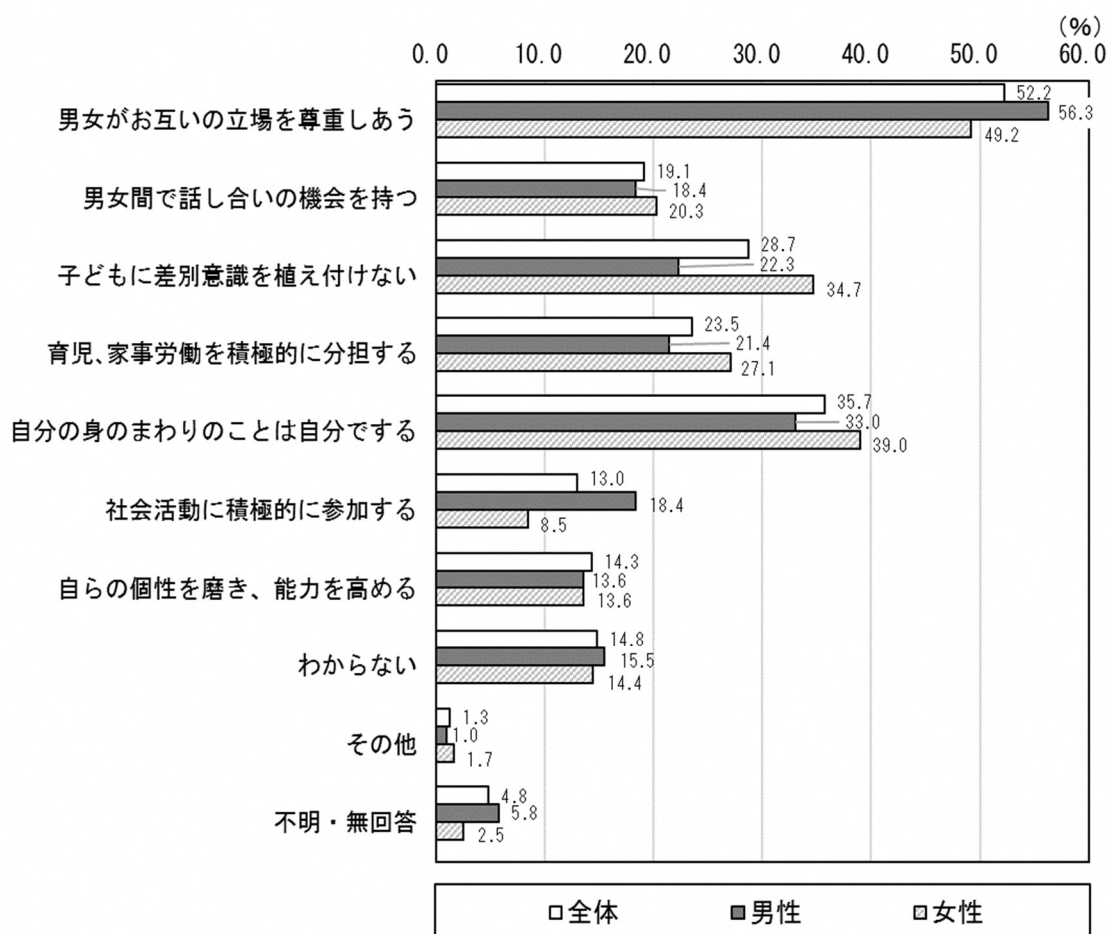
女性は、「多様な価値観を認めあう意識づくり」が64.4%と最も多く、次いで「理解を深める啓発や情報発信」が36.4%、「人権意識が高まるような教育」33.1%となっています。



VIII 男女共同参画社会の実現に向けて

■男女共同参画社会の実現に向け心掛けていること

男女とも、「男女がお互いの立場を尊重しあう」が最も多く、次いで「自分の身の回りのことは自分でする」、「子どもに差別意識を植え付けない」となっています。

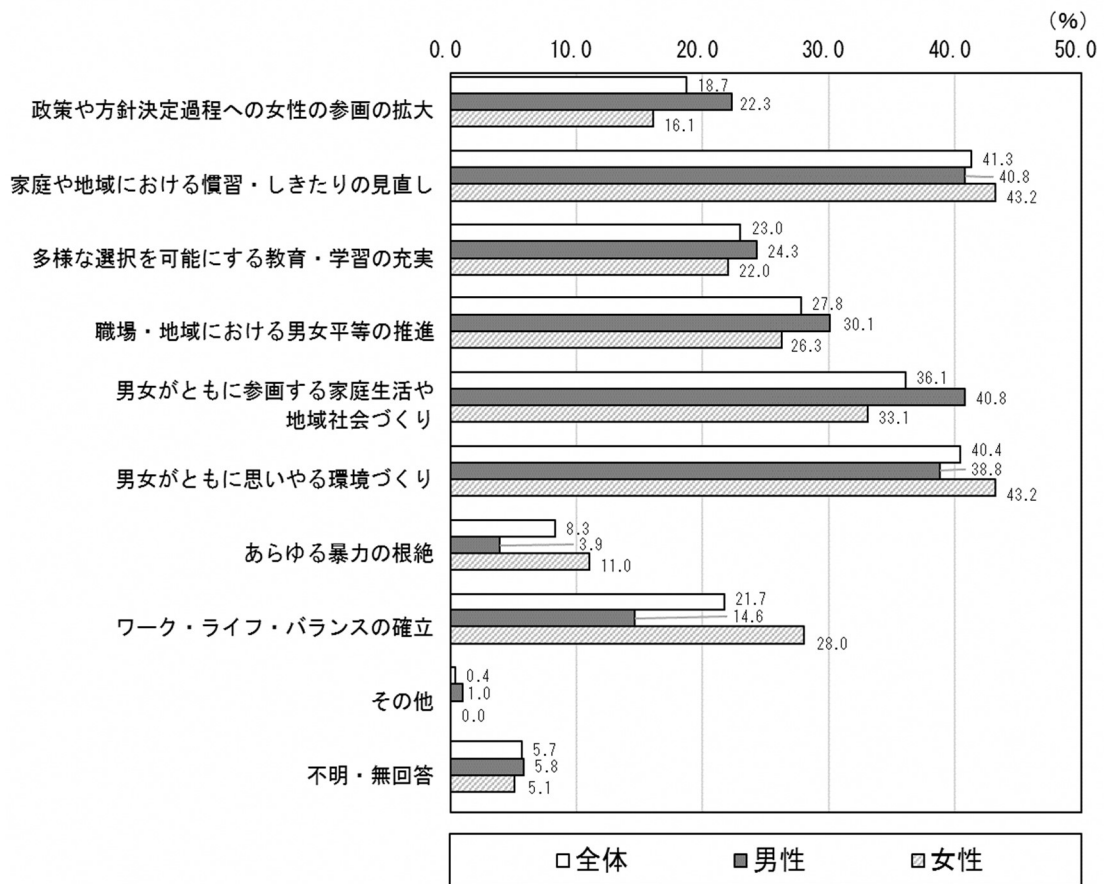


■男女共同参画社会の実現に必要なこと

男性では、「家庭や地域における慣習・しきたりの見直し」と「男女がともに参画する家庭生活や地域社会づくり」がいずれも40.8%と最も多く、次いで「男女がともに思いやる環境づくり」が38.8%となっています。

女性では、「家庭や地域における慣習・しきたりの見直し」と「男女がともに思いやる環境づくり」がいずれも43.2%と最も多く、次いで「男女がともに参画する家庭生活や地域社会づくり」が33.1%となっています。

男女の回答から、男女共同参画社会の実現に必要なことは何か、男女とも同じ思いを持っていることがうかがえます。



資料編

1 南越前町男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

(敬称略)

		氏名	所属・役職等
1	委員長	織田 暁子	仁愛大学人間学部 コミュニケーション学科 准教授
2		塚本 利幸	福井県立大学看護福祉学部 社会福祉学科 教授
3		安川 悦子	男女共同参画推進員委員長
4		井上 英之	公民館運営審議会委員長
5		神戸 一喜	南越前地区人権擁護委員会委員
6		和田 幸江	男女ネットワーク会長
7		山本 秀樹	南越前町消防団長
8		濱田 百合子	南越前町商工会女性部副部長
9		齋藤 為之	南条郡校長会会長 南条中学校校長
10		川端 健一	南条郡PTA連合会会長 河野小学校PTA会長

2 南越前町男女共同参画推進員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

(敬称略)

		氏名
1	委員長	安川悦子
2		窪田春美
3		川島藤枝
4		今村里美
5		関洋子
6		山内昭
7		南正博
8		向瀬浩一

3 南越前町男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第20条）

第3章 南越前町男女共同参画審議会（第21条・第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

海・山・里の豊かな自然や歴史・文化の誇れるまち南越前町は、町民一人ひとりがお互いを思いやり、そして理解し合い共に生きる活力ある町として取り組んできた。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場などあらゆる分野で男性を優位に扱ったり、性別により役割分担を決めつけてしまうような社会慣行等があり、女性の就業率は非常に高くなっているものの、方針決定過程への女性の参画は低い状況となっている。

今後さらに少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化が進む中、住民が豊かで活力ある地域社会を実現するために、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に展開していく事が必要である。

こうした現状を踏まえ、南越前町は、個人の尊厳と法の下での平等をうたう日本国憲法や男女共同参画社会基本法にのっとり、また、男女共同参画に関する様々な取り組みや国際情勢を視野に入れながら、男女共同参画社会の理念が徹底することの重要性を強く認識し、ここに南越前町男女共同参画推進条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、町内において事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (5) 公共的団体 町内において地域活動等公共的活動を行う団体をいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (8) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は習慣の中にある男性像及び女性像などのように、社会によって作られた性別をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人權が尊重されること。
- (2) 社会のあらゆる分野における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- (3) 男女が、対等に家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と家庭生活以外の活動に対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前条に定める（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協働して取り組むよう努めなければならない。
- 3 町は、あらゆる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 町民は、男女相互の理解と思いやりに基に、協力して生活するよう努めなければならない。
- 3 町民は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に男女が対等に参画するよう努めるとともに、就労者の職場における活動と家庭における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における人権侵害の行為により、相手に不利益若しくは、身体的、精神的その他の苦痛を与え、又は相手の生活環境を害してはならない。

(情報における男女平等の配慮)

第8条 何人も、広く町民を対象とした広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の形成の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号の施策の大綱に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めようとするときは、町民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、南越前町男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報活動等)

第10条 町は、男女共同参画に関する町民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第11条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育などにおける男女共同参画に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第12条 町は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 町は、男女が農林水産業の経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立）

第13条 町は、男女がともに育児、介護その他家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（附属機関等における男女共同参画の推進）

第14条 町長その他の町の執行機関（以下「町長等」という。）は、附属機関その他これに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の委員の構成において、特別な事情がある場合を除き、男女の均衡（この条において、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数のおおむね10分の4未満とならない状況をいう。）を図るよう努めなければならない。

2 町長等は、附属機関等が前項に規定する男女の均衡が図られた状況でないときは、特別な事情がある場合を除き、積極的改善措置を講ずるなど計画的に改善するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の防止及び支援）

第15条 町は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、相談、保護その他の必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第16条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

（調査研究）

第17条 町は、町民及び事業者等と協働して男女共同参画の推進を図るため、調査研究を実施するものとする。

（報告の徴収等）

第18条 町長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、町と取引関係のある事業者又は補助金の交付を受けている者に対し、男女共同参画に関する状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により報告された男女共同参画に関する状況を取りまとめこれを公表することができる。

（年次報告）

第19条 町長は、男女共同参画の推進の状況、基本計画に基づく施策の実施状況等について、男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第20条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、町民又は事業者等から苦情の申し出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、町民又は事業者等から相談の申し出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町長は、前2項の申し出に係る対応において、必要と認めるときは、南越前町男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

第3章 南越前町男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項については調査審議等を行うため、南越前町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前条第3項に規定する苦情及び相談への対応に関する事項

(3) 男女共同参画の推進に関し、町長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、町民、事業者等の代表者、学識経験者等を町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、現に定められている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

第3次南越前町男女共同参画計画（推進プラン）

発行：南越前町

編集：南越前町 総務課

発行年月：令和4年3月

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1

TEL 0778-47-8000 FAX 0778-47-3261
